

後見制度支援預金

「後見制度支援預金」って？

- 成年後見制度を利用しているお客さま（被後見人さま）の財産管理を目的に、普段使用しない資金を日常的に必要な資金と区別して別の口座（「後見制度支援預金」口座といいます）で管理する預金のことです。
- 「後見制度支援預金」口座は、口座開設・お預入れ・お引出し等すべてのお取引に関して家庭裁判所が発行する「指示書」が必要です。
家庭裁判所の「指示書」に基づくお取引で、預金のお引出し等に関する不測のトラブルを防ぎ、お客さま（被後見人さま）の大切な資金を安全・適切にお守りします。
- また、「後見制度支援預金」口座から、日常的に利用されているお客さま（被後見人さま）名義の口座へ定期的に送金する「定額自動送金サービス」※をご利用いただけます（ご利用には家庭裁判所が発行する「指示書」が必要です）。



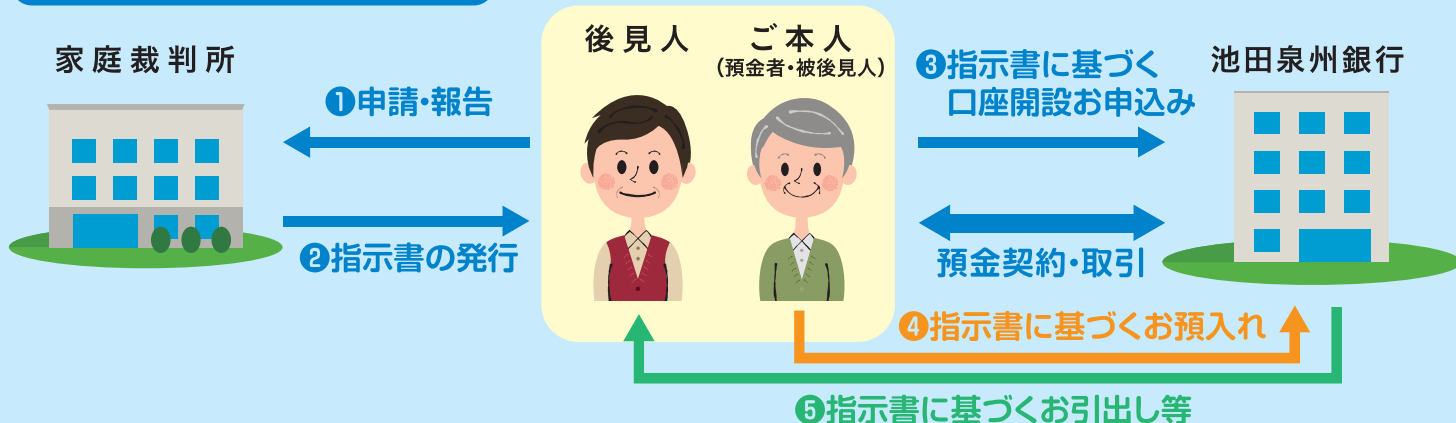
※「定額自動送金サービス」について、くわしくは店頭チラシをご確認ください。

●ご利用いただける方

家庭裁判所にて成年後見開始の審判を受けた（または受ける）方で、家庭裁判所より本預金の利用にかかる「指示書」の交付を受けた方

※本預金は、被後見人さま名義の預金について、後見人さまのお手続きにより取扱います。
※未成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意後見制度のご本人の方、非居住者の方にはご利用いただけません。

後見制度支援預金のイメージ



※口座開設後も、「指示書」に基づきお申込みされた「定額自動送金サービス」および手数料を引落としする場合を除き、全のお取引に家庭裁判所が発行する「指示書」のご提出が必要です。

後見制度支援預金 商品概要

ご利用いただける方	家庭裁判所にて成年後見開始の審判を受けた(または受ける)方で、家庭裁判所より本預金の利用にかかる「指示書」の交付を受けた方 ※本預金は、被後見人さま名義の預金について、後見人さまのお手続きにより取扱います。 ※未成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意後見制度のご本人の方、非居住者の方はご利用いただけません。
口座開設	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき取扱います。
お預入れ・お引出し	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき取扱います。 ※この口座へのお振込みおよび現金によるお取引はできません。この口座へのお預入れ・お引出しは当行の他の普通預金口座(被後見人さま名義)とのお振替えにて取扱います。 ※お取引の都度、「指示書」のご提出が必要となります。
お利息	毎日の普通預金店頭表示利率を適用します。
手数料	●口座開設手数料 11,000円(税込) 口座開設時に申し受けます。 ●口座管理手数料 年間3,300円(税込) 年1回、7月15日(銀行休業日の場合は翌営業日)にこの預金口座から引落としさせていただきます。 ※「定額自動送金サービス」をご利用の場合は送金の都度、当行所定の送金手数料を申し受けます。
取扱店	全店(ダイレクト支店・インターネット支店を除く)
ご利用いただけるサービス	●家庭裁判所から交付を受けた「指示書」がある場合、生活資金等の資金を定期的に普通預金口座へ移動する「定額自動送金サービス」をご利用いただけます。
その他の注意事項	●キャッシュカードは発行いたしません。 ●インターネットバンキングはご利用いただけません。 ●ATMでのお取引(お引出しおよび追加のお預入れ)はできません。 ●公共料金等の自動支払いおよび給与、年金等の自動受取りにはご利用いただけません。 ●マル優でのお取扱いはできません。 ●当該商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ●法令の改正、経済情勢の変化などにより、商品内容を変更、またはお取扱いを中止させていただく場合があります。

「後見制度支援預金」口座は現金でのお取引はできません

この口座へのお預入れ・お引出しはすべてお振替えにて取扱います。

当行で被後見人さま名義の普通預金口座をお持ちでない場合	被後見人さま名義の普通預金口座(振替用口座)を別途ご開設いただきます。 ※成年後見に関する届出書をご提出いただきます。
当行で被後見人さま名義の普通預金口座をお持ちの場合	お持ちの普通預金口座を振替用口座としてご利用いただけます。 ※成年後見のお届出が未済の場合は、成年後見に関する届出書をご提出いただきます。

お振替え用の普通預金口座はキャッシュカードを発行いたします。ATMのご利用や自動支払い設定も可能です。
また、「後見制度支援預金」口座のようなご利用制限はございませんので、日常用の口座としてもご利用いただけます。

ご持参いただく書類等

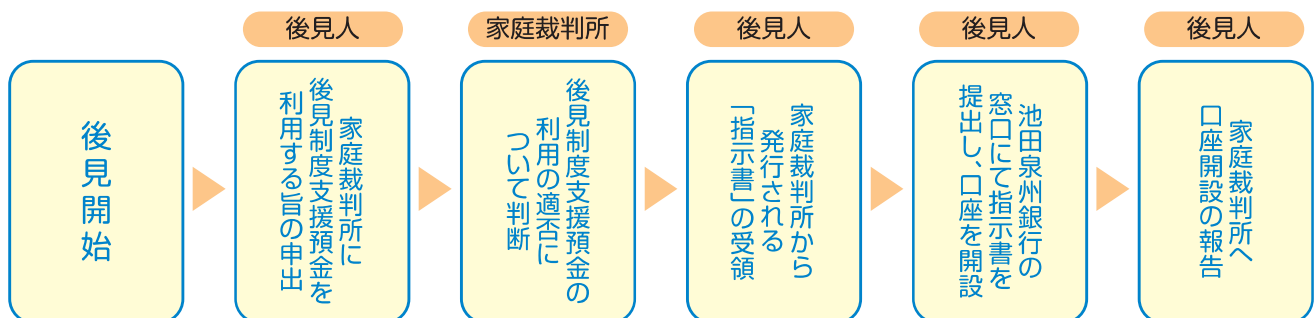
【この口座の新規ご開設時】

- 家庭裁判所発行の「指示書」(原本) 登記事項証明書(発行後3ヵ月以内・後見人の登記にかかるもの)
 お取引のご印鑑(被後見人・後見人) 通帳(被後見人さま名義の普通預金口座※お持ちの場合)
 ご本人確認書類(被後見人・後見人) [運転免許証や個人番号カード等]

【この口座へのお預入れ・お引出し時】

- 家庭裁判所発行の「指示書」(原本) 通帳2冊(後見制度支援預金口座・被後見人さま名義の普通預金口座[お振替え用])
 お取引のご印鑑(後見人) ご本人確認書類(後見人) [運転免許証や個人番号カード等]

後見制度支援預金を利用する場合のお手続きの流れ



※わしくは窓口までお問合わせください。